

無断転載・複写等を禁じます



2025年の 年金改正で何が変わるのか

資料作成：特定社会保険労務士 三宅 明彦

目次

■ 1. はじめに	2
■ 2. 被用者保険の適用拡大	2
■ 3. 「年収の壁」への対応	3
■ 4. 在職老齢年金制度の見直し	4
■ 5. 標準報酬月額上限の見直し	5
■ 6. 基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了	5
■ 7. 遺族年金の見直し	6
■ 8. 子の加算と配偶者加給年金の見直し	8
■ 9. その他の制度改正事項	9
■ 10. 企業年金・個人年金制度の見直し	10

2025年の 年金改正で何が変わるのか

■ 1. はじめに

公的年金制度の改正が今通常国会（2025年）で審議される予定で、2026年4月から順次実施されていくことになっています。

ただし、出稿時点では改正法案が公表されていないために、わかっている範囲での内容になり、また、審議次第では内容が変更されることもありますので、ご承知おきください。

■ 2. 被用者保険の適用拡大

（1）短時間労働者への適用拡大

- ① 現在50人超規模の企業が対象となっている企業規模要件については最終的に撤廃する方向で、令和9年10月から35人超規模、令和11年10月から20人超規模、令和14年10月から10人超規模に拡大され、令和17年10月から全企業が対象となる予定です。また、施行前でも、短時間労働者が事業所単位で任意に加入できる制度が活用できます。
- ② また、月額賃金8.8万円以上となっている賃金要件についても、撤廃する方向で、「法律の公布の日から3年以内の政令で定める日」から施行される予定です。なお、最低賃金の減額の特例の対象となる者（障害者等）で、賃金が月額8.8万円未満の短時間労働者については、希望する場合に、事業主に申し出ることで任意に被用者保険に加入できる仕組みになります。
- ③ 週所定労働時間20時間以上とする労働時間要件については、今回は見直さないこととされました。

なお、雇用保険では、令和10年10月から、現在の週20時間以上から週10時間以上に適用拡大されますので、社会保険についても、次期改正での重要な論点になると思われます。
- ④ 学生除外要件についても、今回は見直さないこととされました。

(2) 適用事業所の拡大

常時5人以上の従業員を使用する個人事業所における非適用業種については、新規の事業所については令和11年10月から施行とし、既存の事業所は「経過措置として当面期限を定めないこととし、任意包括適用の活用を促しつつ、適用拡大の施行状況も踏まえて検討」とされています。

他方で、常時5人未満の従業員を使用する個人事業所については、今回は見直さないこととされました。

(3) 複数事業所の勤務者やフリーランス等

- ① 複数の事業所で勤務する者については、労働時間等を合算することなく、それぞれの事業所における勤務状況に応じて適用の有無を判断しています。労働時間等を合算し、被用者保険を適用することについては、引き続き検討されます。
- ② 労働基準法上の労働者に該当しない働き方をしているフリーランス等への適用の在り方については、中長期的な課題として引き続き検討されます。

■ 3. 「年収の壁」への対応

(1) 「106万円の壁」への制度的対応

☆ 小規模事業主の行う人材確保措置に対する保険料調整の仕組みの導入

今回の改正で適用拡大の対象となる小規模な企業（従業員数50人以下の法人等や一部業種における5人以上の個人事業所。任意で適用を受ける企業を含む）については、短時間労働者（年間106万円から151万円程度の収入を得る者を念頭）の被用者保険（厚生年金・健康保険）加入に伴う手取りの減少を緩和する目的で、事業主が労使折半を超えて保険料を負担することができる特例的・時限的な経過措置を設けるとともに、事業主に対して労使折半を超えて負担した保険料のうち一定割合を制度的に支援する、という内容です。

また、特例措置の適用を受ける短時間労働者の給付は本来の給付と変わらず、特例措置の適用を希望する事業主は、年金事務所等にその旨の簡素な申込みを行うことで適用できることとし、特例措置の適用期間（3年間）中は、特段の申請等を要することなく、制度的支援を活用できるものとする、としています。

(2) 「130万円の壁」への対応

① 被扶養者認定における雇用契約ベースの判断の導入

130万円の壁関係では、いわゆる「106万円」の取扱いと同様に、被扶養者の認定時点で労働契約の内容（基本給および諸手当等）によって年間収入が130万円未満であることが明らかな場合には、その時点で被扶養者認定を行うという案が示されています。

併せて、当面の措置とされている事業主証明による一時的な収入変動の場合の迅速な被扶養者認定を恒久化するという案も示されました。

② 学生等を対象とした被扶養認定基準の見直し

また、税制改正による特定扶養控除の所得要件の引き上げに併せて、社会保険の被扶養者認定基準においても、19～22歳の学生等についての被扶養者認定の収入要件を現行の年間130万円未満から、年間150万円未満に引き上げるという案が示されています。

■ 4. 在職老齢年金制度の見直し

公的年金では、保険料を拠出した者に対し、それに見合う給付を行うことが原則ですが、2000（平成12）年の年金制度改正で、少子高齢化の進行などにより現役世代の負担が重くなる中で、60代後半で報酬のある人には年金制度を支える側にまわってもらうという考え方から、賃金と年金の合計額が現役世代の賃金収入を上回る人は、在職老齢年金制度による支給停止の対象とすることとなりました。

具体的には、賃金と年金の合計額（基礎年金は対象外）が支給停止の基準額（令和7年度は51万円）を上回る場合は、賃金2に対し年金1を停止します。この基準額は、現役男子被保険者の平均月収（ボーナスを含む）を基準として設定され、賃金変動率に応じて毎年度改定されています。なお、支給停止となる部分は、繰下げ受給をしても、増額の対象とはなりません。

見直し案では、支給停止基準額を現行の51万円から62万円に引き上げることとし、施行日は令和8年4月で検討されています。

60歳で賃金水準が下がる企業もありますが、65歳までの就労が定着すると、人手不足の中で、50歳代の賃金水準のまま60歳代も働く人は今後増えていくと考えられますので、平均的な賃金の額に、平均的な年金額を合計した額を支給停止の基準額とすることにより、平均的な賃金で働く人が、支給停止にかかわらずに、繰下げ受給を選択して年金額を増額できるようになります。

■ 5. 標準報酬月額上限の見直し

厚生年金保険法では、平成16年年金改正法で、保険料率の引き上げスケジュールが法定化されたことに伴い、各年度末時点において、**全被保険者の平均標準報酬月額**の2倍に相当する額が**標準報酬月額**の上限を上回り、その状態が**継続**すると認められる場合には、**政令**で新たな上限を追加できる改定ルールが設けられました。このルールに基づき、2020（令和2）年には、現在の上限である65万円が追加され、現在、標準報酬月額の上限界級（65万円）に該当する者の割合は6.5%となっています。

見直し案では、上限等級を75万円に引き上げるとともに、上限該当者が4%を超える場合に上限を引き上げる新たな改定ルールを導入することとされ、施行日は令和9年9月で検討されています。

この場合の所得代替率への影響は+0.2%（報酬比例部分）と試算されていますので、在職老齢年金の見直しによる所得代替率への影響が▲0.2%ですから、結果として、影響がないこととなります。

■ 6. 基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了

マクロ経済スライドによる給付調整は、少子高齢化が進んでも、将来にわたり現役世代の保険料負担の上昇を抑えるとともに、将来の年金額を確保できるよう、賃金や物価の伸びより年金額の伸びを抑える仕組みです。制度導入時の2004年財政再計算では、基礎年金と厚生年金（報酬比例）の調整期間は、2023年度に同時に終了する見込みでしたが、デフレ経済が続いて調整が機能しなかったためにマクロ経済スライドによる給付調整の期間が長期化しています。

厚生労働省は、①マクロ経済スライドの早期終了を発動するかどうかは、経済情勢及び安定財源の確保の状況等を踏まえて、次期財政検証（2029年予定）後に判断の上、別に法律で定める年度以降の発動とすることを法案上に規定する、②対応を明確にするため、発動する場合の仕組み（調整期間の一致や基礎年金拠出金の仕組みの変更）は法案上に規定する、③前記を前提に、厚生年金のマクロ経済スライドの調整期間を次期財政検証の翌年度までの時限で継続する、としています。

■ 7. 遺族年金の見直し

(1) 高齢期より前（60歳未満）の遺族厚生年金の見直し

遺族基礎年金については、2014（平成26）年4月から支給対象を母子家庭（子のある妻）から父子家庭も対象（子のある配偶者）とする見直しが行われましたが、遺族厚生年金では、男性が主たる家計の担い手であるという制度設計が残っています。

具体的には、子のない配偶者に対する遺族厚生年金は、夫が死別時に30歳未満の妻には5年間の有期給付、30歳以上の妻には終身の給付となっています。

加えて、妻には40歳以上65歳未満である場合の中高齢の寡婦のみを対象とする中高齢寡婦加算（遺族基礎年金の3/4相当額）もあります。

一方で、夫に対しては55歳以上での死別に限定されており、60歳未満は支給停止される仕組みであり、制度上の大きな男女差が残っています。

そこで、見直し案の内容は以下のようになっています。

- ① 20代から50代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金を、配偶者の死亡といった生活状況の激変に際し、生活を再建することを目的とする給付と位置づけ、男女とも原則5年間の有期給付として年齢要件に係る男女差が解消されます。
- ② 有期給付化に当たっては、有期給付の生活再建という観点から、保障を手厚くするため、次の3つの配慮措置が行われます。

* 配慮措置1 「死亡分割制度」

離婚時の年金記録分割の仕組み（離婚分割）と同様に、死亡者の婚姻期間における厚生年金への加入期間の標準報酬月額等を分割することで、残された遺族の将来の老齢厚生年金を増加させる仕組みであり、有期給付の遺族厚生年金を受給後に失権した者が対象になります。第3号被保険者である期間における分割割合は、離婚分割に倣って1/2とし、双方が厚生年金に加入していた婚姻期間における分割割合は、1/2で合意したものと擬制されます。

* 配慮措置2 「収入要件（年収850万円未満）の撤廃」

配偶者との死別による生活状況の激変や、有期給付の目的である被保険者の死亡による収入減少を受けた場合の生活再建の必要性は収入の多寡にかかわらず存在することに着目して行うものです。

* 配慮措置3 「有期給付加算」

現行制度の遺族厚生年金よりも金額を充実させ、死亡者の老齢厚生年金の1/4相当額を遺族厚生年金に加算するものです。よって、死亡者

が受給できたであろう老齢厚生年金相当額になります。

- ③ 有期給付化に当たっては、様々な事情により十分な生活再建に至らず、引き続き遺族厚生年金による生活保障の必要性が高い状況にある者への支援の必要性の観点から、所得状況や障害の状態によっては、有期給付が終了した以降も最長65歳到達まで継続して給付（継続給付）されます。

継続給付については、有期給付加算を含めた額を基本とし、所得の状況に応じて支給額を調整しますが、調整に当たっては、収入と支給額の合計額が緩やかに上昇する仕組みになります。

- ④ 18歳年度末未満の子を養育している配偶者については、子が18歳に到達する年度末までの給付内容は現行通りですが、子が18歳に到達して遺族基礎年金が失権した後も原則5年間の有期給付を受給できることとし、所得状況や障害の状態に応じては、さらにその後の継続給付の受給も可能になります。

- ⑤ 男女差の解消に伴い、死別時に60歳未満の男性は施行時点から新たに有期給付の受給が可能となります。

女性は、30歳未満という現行の有期給付の対象年齢を段階的に引き上げ、施行時点では40歳未満が対象年齢となり、その後は、20年程度の時間をかけて60歳未満まで引き上げられます。

- ⑥ 女性のみが対象となっている中高齢寡婦加算は、十分な時間をかけて加算措置が終了されます。その際、経過措置を設け、施行日前に加算を受給している者は対象とせず、新規に加算が発生する場合のみを対象にし、段階的に逡減されるとともに、受け取り始めた年金額は受け取り終了まで変化しません。

(2) 親と同居する子に対する遺族基礎年金の見直し

現行制度では子に対する遺族基礎年金は、父又は母と生計を同じくするとき、その父又は母が遺族基礎年金の受給権を有していない場合でも、支給停止されています。

例えば、離婚後に親の一方が亡くなり、その後元配偶者である親に引き取られた場合には、子に対する遺族基礎年金は支給停止されます。また、現行の遺族厚生年金にはこのような支給停止の規定はありません。

見直し案では、遺族基礎年金について子が置かれている状況によって支給が停止される不均衡を解消するため、生計を同じくする父又は母があることによる支給停止規定を見直し、遺族基礎年金が支給されるようになります。

(3) 遺族厚生年金の受給権者の老齢年金の繰下げ受給を可能とする

現行制度では、遺族厚生年金の受給権者は、老齢年金（基礎年金・厚生年金）の繰下げ受給はできない規定となっています。

例えば、若いときに短い期間だけ厚生年金に加入していた妻が亡くなると、少額ですが夫に遺族厚生年金の受給権が発生します（妻の死亡時に55歳以上であれば、実際に受給をしなくても権利は発生します）。法律上は、受給権が生じているため、繰下げ受給ができません。

このため、見直し案では、高齢者の就労が進展し、今後繰下げ制度の利用者が増える可能性がある中で、年金を増額させたいという受給者の選択を阻害しない観点から、老齢基礎年金については、繰下げ申出を認めることとされ、老齢厚生年金については、繰下げ申出前に遺族厚生年金の請求を行わない場合には、繰下げ申出を認めることとされます。

■ 8. 子の加算と配偶者加給年金の見直し

(1) 年金制度における子の加算の見直し

公的年金制度では、子や配偶者のいる世帯に対して、子や配偶者に係る加算を行っています。

子に係る加算としては、障害基礎年金・遺族基礎年金の子に係る加算や老齢厚生年金の加給年金がありますが、その金額は子の人数に応じて異なり、第3子以降の子への加算額は第1子・第2子への加算額に比べて少なくなっています。

見直し案では、以下のようになります。

- ① 第1子・第2子と同額となるまで第3子以降の支給額を増額し、子の人数にかかわらず一律の給付になります。
- ② 加算額について、第1子・第2子を含め子に係る加算額を引き上げ、令和6年度額では第2子までが年額234,800円、第3子以降が78,300円になっているものが一律281,700円に引き上げられ（第2子までの年額から20%増額）、現在の受給者も引き上げの対象になります。
- ③ これまで加算対象ではなかった障害厚生年金や遺族厚生年金、老齢基礎年金についても加算対象に拡大されます。なお、基礎年金と厚生年金のいずれも加算の要件を満たす場合は、厚生年金を優先して調整が行われます。

なお、老齢厚生年金の子の加算の条件の加入期間については、10年以上になり、老齢基礎年金の子の加算については、加入期間が25年未

満の場合は、以下のようになります。

計算式

子の加算額×保険料納付期間+保険料免除期間／300月

- ④ 子に係る加算の対象となる子について国内居住要件が設けられます。

(2) 老齢厚生年金の配偶者加給年金の見直し

見直し案では、配偶者の加給年金は、令和6年度額では、年額408,100円になっていますが、新たに対象となる者から年額367,200円に引き下げる(10%の減額)としています。現在の受給者は見直しの対象とせず、施行日については検討中です。

■ 9. その他の制度改正事項

① 障害年金の支給要件（保険料納付要件）の特例の延長

直近1年間に保険料の未納がなければよいとする特例について、令和8年3月末までの時限措置が10年延長されます。

② 国民年金保険料の納付猶予制度の延長

50歳未満が対象である国民年金保険料の納付猶予制度について、令和12年6月までの時限措置が5年延長されます。

③ 国民年金の高齢任意加入の特例の延長

65歳以上70歳未満で老齢基礎年金の受給資格期間(10年)を満たすことができない者を対象に、国民年金に加入して保険料を納付することにより年金の受給権に結びつけることができるようにする特例について、新たに65歳に到達する世代も利用できるよう、昭和40年4月1日生まれまでの特例が昭和50年4月1日生まれまでに延長されます。

④ 離婚時分割の請求期限の延長

離婚時分割の請求期限について、民法上の離婚時の財産分与に係る除斥期間が、離婚後2年間から5年間に延長されることに伴い、離婚後2年間から5年間に延長されます。

⑤ 脱退一時金制度の見直し

将来の年金受給に結び付けやすくするため、再入国の許可を受けて出国した外国人は、当該許可の有効期間内は脱退一時金を請求できないこととされます。また、外国人の滞在期間の長期化や入管法等の改正法により育成就労制度が創設されることを踏まえ、支給上限年数が現行の5年から8年に見直されます。

■ 10. 企業年金・個人年金制度の見直し

企業年金・個人年金制度については、法律改正を要するものは今回の年金改正法案に盛り込まれます。

また、企業年金・個人年金制度は、税制措置と深く結びついていることから、拠出限度額や加入可能年齢の見直しの具体的内容は、「令和7年度税制改正の大綱」において次のように決められており、年金制度改正法案や、税制改正に反映されます。

① 拠出限度額の引き上げ

第2号被保険者（厚生年金加入者）の企業型DCの拠出限度額（現行：月額5.5万円）が、月額6.2万円に引き上げられます。

また、第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額（現行：月額2.0万円または2.3万円）も、月額6.2万円に引き上げられます。

一方、第1号被保険者（国民年金加入者）の拠出限度額（iDeCoと国民年金基金で共通で、現行は月額6.8万円）が、月額7.5万円に引き上げられます。

また、企業型DCのマッチング拠出について、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止されます。

② iDeCoの加入可能年齢の上限の引上げ

iDeCoの加入できる年齢等の対象は、現行では、国民年金被保険者（1号、2号、3号、国年任意加入）で、老齢基礎年金や老齢給付金を受給していない者となっています。

見直し案では、60歳以上70歳未満であって現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者または私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者が、新たに対象に加えられ、拠出限度額は月額6.2万円になります。

【著者プロフィール】三宅 明彦（みやけ あきひこ）

特定社会保険労務士。大学卒業後、サラリーマンを経て、平成4年に社会保険労務士資格を取得し開業。平成18年に特定社会保険労務士を取得。

各金融機関や社会保険労務士会等にて年金セミナー・年金研修・年金相談講師を主に行

い、企業の労務管理や雑誌の執筆も行なっている。TV・ラジオ出演があり、著書・DVD等も多数刊行している

主な著書等：「年金制度・年金改革総まとめ」（中央経済社）、「令和2年度公布 公的年金制度改正解説と想定相談事例集 DVD版」（日本法令）等

本レポートにつきましては万全を期して作成しておりますが、ご利用の結果に関しては一切の責任を負いかねますのでご了承ください。また、本レポートを無断で複製または掲転載することを禁止します。

資料提供：第一生命・損保ジャパン サクセスネット事務局
